平成２３年（フ）第１５１０号
埼玉県川口市赤井３丁目13番６号　シテイハイム301
債務者　川村　光一
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１１号
埼玉県川口市赤井３丁目13番６号　シテイハイム301
債務者　川村　雅美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
埼玉県三郷市彦成３丁目７番１―609号
債務者　諸井　　修
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番18―106号
債務者　鈴木　惣一
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
埼玉県越谷市大字恩間294番地13
債務者　中村　崇人
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４８２２号
大阪市淀川区野中南２丁目10番54―405号
債務者　大坪紀代美（旧姓永江）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６７９号
大阪市生野区鶴橋２丁目11番19号、登録原票上の住所大阪市天王寺区東上町３番17―903号
債務者　高山一男こと　李　　亨培
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８７６号
大阪市東淀川区豊里３丁目15番19―305号
債務者　髙木　千秋
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５１号
大阪市東淀川区下新庄５丁目２番45号
債務者　横山　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５２号
大阪府守口市大庭町１丁目19―８、住民票上の住所大阪府守口市佐太中町７丁目12番２号
債務者　藥子　光江
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５４号
大阪府茨木市真砂２丁目14番17号
債務者　寺岡　康博
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１３１号
大阪市淀川区東三国１丁目32番１号　シャトル新大阪302号
債務者　藤本　泰孝
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１９２号
大阪市北区池田町１―55　アルテハイム天六Ⅱ40Ｂ、住民票上の住所大阪市城東区鴫野西３丁目５番２号
債務者　齊藤　竜也
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１９３号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目21番８号
債務者　法嶋　六郎
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２０２号
大阪市福島区海老江８丁目４番32号
債務者　山本真喜子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２２８号
大阪府寝屋川市打上宮前町１番11―103号
債務者　梶原　千彰
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４３号
大阪府吹田市岸部中４丁目５番20号
債務者　古川　真睦
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部